

一人ひとりの人権が尊重される津市を目指して 

平成23年度津市人権施策

推進計画

進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

1. 平成 23 年度の人権に関する施策の取組状況について
・・・ P 1 ~ P 2
2. 総合的な評価・提言
・・・ P 3 ~ P 4
3. 施策別の評価・提言
・・・ P 5 ~ P 16
- 用語解説
・・・ P 17
- 津市人権施策審議会委員名簿
・・・ P 19

1. 平成23年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて、津市人権施策基本方針および、津市人権施策推進計画に基づき実施した施策の取組状況は、以下のとおりである。

基本施策

《人権啓発の推進》

市民人権講座や講演会、街頭啓発、広報紙などを通して広く市民に啓発した。人権ポスターや人権標語を募集し、啓発に役立てた。市職員の人権意識向上のため研修会を開催した。県と連携して市内の企業への啓発に取り組んだ。

《人権教育の推進》

園児・児童・生徒それぞれの年代に応じ、紙芝居や絵本の読み聞かせ、ゲストティーチャーを招いての出会い学習や体験学習、人権フォーラムや他校との交流などを行い、幅広く人権問題について学び、考え、討議できる学校環境づくりに取り組んだ。また、教職員や市民を対象とした研修や講座を開催することで、学校だけではなく広く市民にも人権について考える機会を設けた。

《相談・支援体制の充実》

スクールカウンセラーを活用した児童生徒の相談、女性弁護士による女性のための相談、家庭児童相談員や保育士等による育児相談、在住外国人を対象とした生活オリエンテーションなどそれぞれの部署で相談支援体制をとった。また、警察やハローワーク、三重県女性相談所など外部の関係機関との連携を図り、年々多様化する相談等に対応した。

《ユニバーサルデザインのまちづくりの推進》

市内の公共施設のバリアフリー^{*1}化や、防護柵の設置など道路整備等に取り組んだ。点字を用いた広報やごみカレンダーの提供、多言語表示の看板への差し替えなどを行った。香良洲地域をユニバーサルデザイン^{*2}（略称 UD）のモデル地区として定め、地域住民の意識向上や市民活動に努めた。津市ユニバーサルデザイン連絡協議会との協働により、UDの周知・啓発に取り組んだ。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

地域で人権に関する取組を行っている団体に支援を行った。また、団体と協働して啓発活動等を行った。

分野別施策

《同和問題》

隣保館を中心に、地域のニーズに合わせた講座や各種相談など、地域住民の生活課題に応じた事業に取り組んだ。地域や各種団体を支援し、他の公的機関とも連携して啓発やさまざまな事業を行った。

《子どもの人権》

カウンセラーやスマイルハートサポーター^{※3}を学校に配置し、児童生徒の悩みや相談に対応できる環境を整えた。行政、学校、警察、民生委員、NPO等で構成する津市児童虐待防止等ネットワークによる児童虐待の防止や見守り等の支援に努めた。子育てを支援するため、ボランティアなど人材の育成や養成講座の充実を図った。休日・夜間の応急診療所の設置、医療費助成など子育て環境の整備を行った。NPOや市民団体等とともに、子どもの権利条例の制定に向けてさまざまな取り組みを行った。

《女性の人権》

情報紙やイベント、研修会を通じて、市民や企業、市職員への啓発を行った。就業形態や家庭の事情に応じて、一時保育や休日保育等の事業を行い、女性の就労を支援した。警察や女性相談所との連携や、女性弁護士による女性のための法律相談等の実施により、セクシュアル・ハラスメント^{※4}やドメスティック・バイオレンス^{※5}（略称DV）被害の防止や対応に努めた。医療費や不妊治療費の助成、妊娠・出産・育児に関する支援、各種教室等を開催した。

《障がい者の人権》

学校・園に特別支援教育支援員を配置し、幼児・児童・生徒に適切な指導及び必要な支援を行った。また、教師や児童・生徒がそれぞれ理解・認識を深めることができるよう、ゲストティーチャーを招いたり、研修や学習会、特別支援学校との学校間交流等を行った。障がい者の地域での生活を支援するため、各種団体への支援や医療費の助成、福祉サービスの提供、作業所や社会福祉施設への補助、支援を行った。

《高齢者の人権》

高齢者の要介護状態への進行や、引きこもり、孤独を未然に防ぐため、介護予防や医療・生活面の支援を行った。生きがいのある豊かな生活を送れるよう、寿大学や各種講座の開設、シルバー人材センターや老人クラブへの支援を行った。増加する独居老人に対し、配食サービスや緊急通報装置貸与事業等の実施により安心して暮らせる環境整備に努めた。

《外国人の人権》

看板や発行物、市ホームページなどに多言語を用いた。生活ガイドブックの配布、生活オリエンテーション等を実施し、日本での生活を支援した。外国人児童に対する日本語指導や適応指導を行うと共に、異文化交流を進め、相互理解を深める取組を行った。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

学校や関係機関と連携し、薬物乱用防止に向けた啓発を行った。休日・夜間の応急診療所を開設し、住民の安全の確保を図った。広報紙などでさまざまな人権課題の啓発を行った。

2. 総合的な評価・提言

施策の進展度評価

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度進んだ	あまり進まなかった	進まなかった
21年度	A	B	Ⓒ	D	E
22年度	A	B	Ⓒ	D	E
23年度	A	B	Ⓒ	D	E
24年度	A	B	C	D	E
25年度	A	B	C	D	E

基本施策

《人権啓発の推進》

さまざまな機会・手段を講じて事務事業を推進していることは評価できるが、単なる事業の継続努力だけではなく、さらに一段踏み込んだ課題意識を持って取り組んでもらいたい。

《人権教育の推進》

実態に応じて、創意に富んだ人権教育を展開することが大切である。単に個人の知識として学ぶだけではなく、自己実現を目指しながら、社会に成果を還元することのできる、地域社会の担い手を育成してもらいたい。

《相談・支援体制の充実》

社会の変化に伴い、相談内容が複雑化しており、相談を受ける担当職員の増員や資質向上が望まれている。途切れのない相談・支援体制を構築し、誰もが気楽に相談できる環境づくりを推進してもらいたい。

《ユニバーサルデザインのまちづくりの推進》

文化・言語・国籍、老若男女、障がいの有無、能力を問わずに、誰もが住み良いUDのまちづくりの推進に向けて、行政だけではなく広く市民や企業等が一体となって取り組んでもらいたい。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

さまざまな市民活動組織等との連携や支援活動がなされており、成果も見られるが、今以上に活動やネットワークの拡張を図り、各事業に取り組んでもらいたい。

分野別施策

《同和問題》

教育的視野を取り入れ、同和問題が発展的解決を得ることができるよう、事業の計画、実施をしてもらいたい。市職員には、絶えず同和問題の解消・軽減に資

するか否かの姿勢で臨むことを期待する。

《子どもの人権》

県内でも虐待やネグレクト^{※6}に起因する重大事件が起こるなど、子どもを取り巻く環境は非常に厳しく、迅速な対応が求められている。行政や学校、地域などが一体となり、子どもの人権を守ってもらいたい。

《女性の人権》

NPOなど外部団体との協働や市民への啓発を推進し、担当課だけではなく、全ての部局において、男女共同参画社会の実現を目指して主体的に取り組んでももらいたい。

《障がい者の人権》

障がい者への福祉サービスや支援・援助のあり方を一概に論じることは困難である。障がい者個々の思いや意欲を尊重しながら支援することのできる事業を展開するなど、障がい者の人権を尊重した取り組みをしてもらいたい。

《高齢者の人権》

高齢者にとって極めて有効な施策が見られる反面、介護予防事業等においては、高齢化が急速に進む中で、より一層の強化や見直しが必要である。高齢者が社会の重要な一員として生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指して、これからも取り組んでももらいたい。

《外国人の人権》

相手の立場、人格や文化を理解することが、互いの理解につながるのである。さまざまな施策が継続的に行われているが、より工夫し進化させることで、相互理解を深めていってもらいたい。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

それぞれの施策の中で、啓発等の取組がなされているが、独自性に欠ける。効果的な取組とするため、より一層の創意工夫が必要ではないだろうか。

津市では、人権が尊重される津市をつくる条例・人権尊重都市宣言・人権施策基本方針・人権施策推進計画と順次整備し、人権が尊重される社会の確立を目指すべく、各課等において、それぞれの事業を展開してきている。

しかしながら、人権問題は複雑多岐にわたり、社会情勢や時代の移り変わりとともに、日々変化しており、その解決には、地道な施策の継続と積み重ねが必要である。

行政や関係機関、市民や地域等が一体となり、粘り強く取り組んでいくことで、差別を生じさせない平等で公正な、さまざまな文化や一人ひとりのものの見方・考え方が尊重される社会の実現につながっていくことを期待して、今後の施策を見守っていききたい。

3. 施策別の評価・提言

施策の体系：分野別施策 施策分類：人権啓発の推進

評価ランクC（ある程度進んだ）

1 取組の評価

市民が人権問題を自分自身の課題としてとらえることができるよう、あらゆる機会を生かしての啓発活動を展開するとともに、すべての市職員が主体的に研修に臨むとの基本方針に基づき、さまざまな機会・手段を講じて事務事業を推進していることはまず評価したい。また、全般に事業内容や課題について実情が的確に報告されていると感じられ、関係者の忍耐強い努力には敬意を表したい。

しかしながら学校における「いじめ」、近隣住民間の「いさかい」、親族間の「虐待・殺人」、地域社会における「孤立」、行政や公共機関に対しての理不尽な「クレーム」、国際的な緊張に触発される「外国人蔑視」等人権を侵害する事例の発生は連日枚挙に暇がない。これは日本の社会全体の問題であり、もちろん一地方自治体の人権啓発事業の責任ではない。根本的には、日本の急速な高齢化と大きな災害、そして景気停滞に起因する希望の喪失感など、将来への希望が感じられないことが一人ひとりの焦燥感を生み出し、そのやりきれなさが多くの「不祥事」を生み出し、その報道がまたはけ口を探している者の引き金になるような悪い連鎖を引き起こしているように思える。

今回の評価は前年に比べると、厳しいものとさせてもらった。これは決して低下したとの判断ではなく、事業の継続努力だけではなくもう少し突っ込んだ課題意識を持って欲しいとの願望からである。

2 今後の取組についての提言

人権の問題は、基本的に「損得」や「賞罰」だけでは解決しない。個々の問題にはいかなる条例も完全には対応できないし、人間の欲には限りがないからである。究極的には相手への思いやりと自分の言動への反省が必要である。

いささか観念論に聞こえるかもしれないが、個人が誇りを持てる社会とすること、すなわち人としての誇りを持てるような施策が個々の人権啓発事業の基盤として必要である。津に住んでいること、津市民であること、家の周り・道路・行政・観光・安全等、現在は不満でも基本的な目標があり、具体的な改善計画があり、進展が感じられれば市民は誇りが持て、津を愛することができる。そして「人権尊重都市」の形成に、自らも参加したいと思えるようになるのではないだろうか。

施策の体系：基本施策 施策分類：人権教育の推進

評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

人権教育の推進のために、さまざまな事業が展開されているが、部局や課を超えて共同事業を開催するなど工夫が見られ、同じような事業が個々に開催されるという現象が少なくなったことは評価できる。

教育研究支援課と子ども家庭課による幼稚園・保育所における保育事業の内容は、未来を担う子どもたちにとって素晴らしいものである。今後子どもに大きな影響を与える周りの大人との連携も必要である。

講座企画・開催事業では、「あのつアカデミー」をはじめ人権に関するさまざまな講座が開かれているが、受講生がただ単に個人の知識習得に終わるのではなく、聴講からその後の活動に繋がるように働きかけるべきである。

昨年「津市子ども人権フォーラム」を「中学校区人権フォーラム」に移行して中学校区の幼稚園・小学校・中学校が連携し開催しているが、各中学校区の実情に合わせて内容を変えていくことが大切であると認識し、話し合いの中身が多様化してきている現実を受け、フォーラムの目的を明確にする必要があるなどの課題・問題点を把握し、次年度の取り組みに活かそうとしているところは評価できる。今後の取り組みに期待したい。

3つの関係課と事務所による保幼小中「生きる力」育成ネットワーク事業は、各中学校区でめざす子ども像を明らかにし、子どもの成長や学びの連続のためすべての保育所・幼稚園・小学校・中学校の職員が、学校や施設の枠組を超えて共通理解を図り、連携を深めながら各地域の特性を活かした取り組みを進めるとしており評価できる。課題・問題点に保育時間や授業時間の違いから日程調整の難しさを挙げているが、ぜひ工夫して多くの職員が参加できる環境を整えることを期待する。

2 今後の取組についての提言

人権教育の推進にあたっては、教育の主体性、中立性を堅持しつつ、それぞれの実態に応じて、創意に富んだ人権教育を展開することが大切である。例えば、人権問題を鋭くとらえる感性や日常生活の中で態度や行動に現れる人権感覚を体得するためにも、参加型学習の手法を活用した多様な人権教育の講座を企画、実践し、市民へ提供していく必要がある。

継続事業においては、単なる繰り返しに陥らないよう、時代や人々のニーズを把握検討し、さらなる創意工夫を重ねることを求めたい。

また、人材は地域の財産である。人権に関する学習を単に個人の知識として学ぶだけではなく、自己実現をめざしながら、社会に成果を還元するなど、地域社会の担い手として活躍することが求められる。講座の明確な目的と受講生にとって講座終了後の活躍の場が描けるような呼びかけをすべきである。そうすれば、受講生も目的意識を持って参加してくるものと思われる。

施策の体系：基本施策 施策分類：相談・支援体制の充実

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

さまざまな内容の相談事業が行われているが、近年少子高齢化の一層の進展や雇用環境の多様化など、社会環境が大きく変化してきており、それに伴い問題も複雑かつ多様化し、しかも多岐にわたっている。そこで、これらの課題に柔軟に対応できる相談・支援体制の一層の充実が求められる。また、相談を必要としている人に確実に相談事業の情報が届くようにすることが必要であるが、実際にはまだまだ不十分である。

保育所における育児相談では、昨年度課題に挙げていた外国語の保護者対応には、通訳担当員が派遣され保護者や児童との意思疎通ができたことは評価できる。

青少年サポート会議では、地域の子どもは地域で育てるという思いに立ち、児童生徒の夜間徘徊等の問題行動を把握した際、地域の関係機関と連携して問題行動を早期に把握し、対策を立てたことは評価できる。

勤労者のメンタルヘルスは、必要としている人が増加していると考えられる。しかし、中小企業ではその対策は十分とはいえない。また、勤労者も企業内にある相談室には行きづらい現状がある。

メンタルヘルス事業の推進は重要かつ必要な事業である。しかし、34回開催し、延べ10人の相談とは少なすぎる。情報提供が不十分だと考えられるので、必要な人に確実に届くように努められたい。

市民は、人権感覚あふれた職員を期待している。特に、市の職員は、行政の中でも（国や県の職員に比べて）市民にとって身近な存在である。そこで、職員人権研修事業の果たす役割は大きい。全職員の研修参加を強く望む。新規採用職員に対して人権研修を行ったことは評価できる。

2 今後の取組についての提言

社会の変化に伴い相談内容も多岐にわたり複雑化している。相談に充分時間をかけ誠意ある対応ができるように、担当職員やカウンセラーなどの専門職員の増員など職場環境の改善が必要である。また、担当職員の資質向上も求められており、そのための予算確保も必要である。

基本的人権は市民にとって保障される生活の基盤である。ライフステージに応じた途切れのない相談・支援体制を図り、必要なときに、誰でも気楽に相談できる環境づくりが求められる。

施策の体系：基本施策 施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

総合計画の中にもあるように、誰もが社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全で快適な生活を営むことのできるユニバーサルデザイン（略称 UD）のまちづくりをめざしさまざまな事業が展開されている。ユニバーサルデザインのまちづくり事業では、昨年度、モデル地区である香良州地域住民の意識高揚のためUD疑似体験の必要性をあげていたが、今年度、学校、企業、地域で研修会や講演会を実施すると共に疑似体験を実現させUDへの理解を深めたことは評価できる。各公園施設整備においては、トイレや園路など順次少しずつ施設整備が進められているが、昨年も課題となった身障者用駐車スペースの確保については未解決である。今後は計画的にUDを考慮した駐車場整備が必要である。

建築指導関係事業における不特定多数が利用する建造物等について、大規模施設に関して整備基準に合致させることが出来たのは評価できるが、取り組みの進んでいない小規模の施設について課題が残る。災害時に避難所となる学校や体育施設・社会教育施設等の整備についてはまだまだ不十分である。津波における避難を考えると、被害が想定される地域の施設では、スロープの設置だけではなく上階への避難確保も必要である。公共施設のUD化及びバリアフリー化事業における津リージョンプラザと本庁舎を結ぶ渡り廊下のバリアフリー化は車椅子、乳母車利用者や高齢者のみならずほとんどの人に好評である。

啓発や研修会に関しての職員研修では、受講率が昨年より約30%程上がったのは評価できる。スポーツ・レクリエーション教室については住民のニーズに応じた種目を検討し、障がい者をはじめ誰でも自由に参加できる身近なスポーツ教室の開講が望まれる。

2 今後の取組についての提言

課題・問題点を挙げていない事業も多く見られるが、前年度の課題・問題点等をしっかり捉え、次年度に反映させることは事業を推進するにあたり、とても大切である。今後、文化・言語・国籍、老若男女、障がいの有無、能力を問わずに利用することができるUDのまちづくりは、現代社会においてますます求められると考えられる。

また、津市全体の予算が縮減される中、UDのまちづくりの推進に向けての取組には創意工夫が一層求められる。課題・問題点をしっかり捉え、効果のある取り組みを望む。

施策の体系：基本施策 施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

さまざまな市民活動組織等との連携や支援活動が各支所で取り組まれており評価できる。なかでも、一志総合支所の人権啓発団体の育成については、「一志町反差別人権ネットワーク」の活動やネットワーク活動へ支援を積極的に行い成果を上げている。今後はより多くの地域住民、子ども、保護者の参加を求めたい。

また、「白山市民会館人権フェスティバル」については、幅広い連携をはかり、中学生友の会、高校生友の会が運営の中心となり、町民全体が人権のまちづくりに取り組んでいる様子がうかがえる。今後もさらに町民のつながりを深め、年齢・性別、国籍を超えた共生社会推進をはかってほしい。

ユニバーサルデザインのまちづくり事業については、多文化共生の視点も必要である。特に災害発生時には言語の壁は重大であり、ピクトグラム^{*7}、わかりやすい（伝わりやすい）日本語等についても意識をもち、啓発内容とすべきである。

高齢社会を成熟した良い社会ととらえ、経験豊かな人々が積極的に知や技術を生涯学習支援ボランティアとして提供することは非常に大切である。登録をしても活用に結びつかないなど、登録者への情報提供が十分ではない現状があるため、その解決に向け取り組んでほしい。

総じて、市民活動等との連携、支援、地域住民と密着した取り組みについては、ある程度前進が図られた。さらに、地域のつながりの深まりが子どもたちに託せるよう、支援して行ってほしい。

2 今後の取組についての提言

市民活動組織等との連携はある程度なされてきているが、今後子どもたちに未来を託すべく、会員への子どもの参加について積極的に支援して行ってほしい。子どもの力は支援のあり方次第で大きく発揮できるものである。市としての強力な支援体制、コーディネート能力を発揮してもらいたい。

「ユニバーサルデザイン（略称 UD）」という言葉は、広く定着している感があるが、果たして多くの人々にとってその意味するもの、めざすものが真に理解できているだろうか。さらに進展させるため、UDの概念を誰にもわかりやすく伝える取り組みが必要なのではないだろうか。

施策の体系：分野別施策 施策分類：同和問題

評価ランク：D（あまり進まなかった）

1 取組の評価

各担当課において地道な事業が継続して行われていることは評価できる。しかし、長年引き継がれている同和問題の課題や実態に基づいた取組とその成果について具体的な報告がなされていない。

同和問題は人権教育において、唯一、「見えない差別」があることを重視しなければならないが、その要因は何かということが把握されておらず、「普遍的な人権教育」の枠を出ていないと思われる。

講演会について、参加者の人数掌握も大切であるが、その後の反応について「人権意識の高揚を図った」で済ませているだけでは不十分であると考え。参加者に視点を当てることも大切であるが、むしろ講演で得た知識や情報を、市として具体的に地域改善に生かしていくことも必要ではないだろうか。

2 今後の取組についての提言

同和対策事業法が失効した後も、さまざまな課題が見られるのはなぜか。対策事業は環境整備には役立ったが、並行して進めるべき教育面の取組の弱さがそのまま残されているからではないだろうか。その点を深慮した事業と、外から見える改善対策だけではなく、教育的視野を入れて同和問題が発展的解決を得ることのできる施策計画と、実践が報告されることを期待する。

具体的な見える課題や問題についても取り組みを急ぐ必要があるが、行事だけに重点を置くのではなく、住民との相互研修を重視してもらいたい。

子どもたちを取り巻く環境基盤の充実は急務である。

市職員には、絶えず同和問題の解消・軽減に資するか否かの姿勢で臨むことを期待する。

施策の体系：分野別施策 施策分類：子どもの人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

2011年度「子どもの人権」に関する各局・課・事業所における34の施策の平均評価点は5段階のうち「3.15」であった。うち評価5はなく、評価4が9箇所あるも評価2を4箇所において付けざるを得なかったことは残念であった。

評価4においては、子どもの感性を育むための地域ふれあい事業、コーディネイター^{※8}・ボランティアによる子育て支援事業、スクールカウンセラーの充実、特色のある学校づくり推進、子どもの権利条例作りに対する積極的な事業展開、保健所における育児相談への取組とともに、病児・病後児保育事業に対する姿勢、あそび広場等の活用推進への取組等、一応の成果を上げていると思われる。

反面、子育てに関してさまざまな相談を受けるはずの家庭事業相談事業、2010年度も指摘を受けたはずの母子保健事業、予防接種事業、各保健センターにおける、外国人児童を含めた窓口対応の不誠実さは改善の必要がある。初めての子どもを授かった保護者のみなさんは不安を抱きながら訪問していると思われる。まして、他国において出産した外国籍の方々は、言葉、制度がよく理解できていないことも多々あると思われる。そのため、次年度においてはただ事務的な対応をするだけでなく、自身も「サービス業の一環」としての温かい対応を望む。

その他の事業においても、今後とも「継続する」だけでなく「更なる飛躍・検討」を望む。

2 今後の取組についての提言

「子どもに対する人権」は、津市だけではなく日本全国において深刻な問題となっている。特に三重県においては2年間で重大な事件が起こっており、その対応に各自治体が真剣に話し合い、取り組んでいる。わが子に対する虐待、ネグレクトをはじめ、学校におけるいじめ問題等、各家庭・学校における諸問題は各地域を巻き込んでおり、現在、このような問題への対応は一刻を争う事態となってきた。このような中、津市として、自治体として再度真剣に検討する必要がある、責任をも考える必要があるのではないだろうか。

まずは幼児における4か月、10か月、1歳6か月児、3歳児健康診断の100%受診をしていただきたい。理由は、健診に来られない家庭への最初の「気づき」になると考えられるからである。なぜ来られないのか？来られない理由の中に虐待やネグレクトが潜んでいる場合があるかもしれない。

学校においてはスクールカウンセラーの重要性を再認識し、しかし、カウンセラーだけに役割を任すことなく家庭はもちろん、学校、PTA、地域を含めて、あらゆる子どもの人権のための意識啓発を行ってほしい。各地域のあらゆる行事は子どもの「国籍」を問わず開催されなくてはならないし、より参加しやすい環境も醸成してほしい。現在においては残念ながら子どもを取り巻く環境が非常に厳しいものとなっていることは事実である。その事実を行政が自覚、認識し、常に最悪のシミュレーションをも念頭に迅速な対応をしなければならない。

1989年11月20日、国連総会で採択され、日本では1994年に批准された「子どもの権利条約」に基づき、子どもの「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの柱に基づいた子どもの人権を保障しようではないか。

施策の体系：分野別施策 施策分類：女性の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

女性の人権啓発活動の推進については今年度も男女共同参画フォーラムの開催、情報誌「つばさ」の発行等において充実した事業が実施された。特に男女共同参画フォーラムについては公募委員と協働し、子育てをテーマにした魅力ある企画で多くの市民の参加が得られた。一方、農林水産部における男女平等意識の啓発については、会議への参加者の大多数が男性であるため啓発を図る機会がなかったとされているが、大多数が男性だからこそ啓発に力を入れるべきであり、取り組みを強めるべきである。

審議会への女性の登用促進については、男女共同参画実現に重要なポイントであるが、昨年の課題同様の問題点が残り、27.2%と昨年同様の数値に終わったことは残念である。

人権課による企業啓発事業は、昨年の成果を基盤として、人権課、男女共同参画室との連携に加え、今年度新たに県農水商工部も加わり企業への人権啓発を行ったことは企業の意識向上のために有効であり高く評価できる。この事業に倣い、さらに多くの部局が連携・協働した事業展開を模索されたい。

セクシュアル・ハラスメント相談事業は昨年同様相談実績が無く、相談窓口をはじめとする相談体制の改善が求められる。また、DV被害者への対応は引き続き関係機関との連携、職員の専門性の向上に取り組まされたい。

総じて、ある程度向上しているものの昨年の提言や課題・問題点とされたことが生かされておらず、今後に期待したい。

2 今後の取組についての提言

審議会等への女性の登用促進について、団体の長等が推薦される現状もあり、参画率向上に結びつかない事例も多いと課題・問題点であげられている。この課題については該当部署のみの課題ではなく津市全体で取り組む課題である。複数の審議会等で女性委員がいない、という状況は津市が一丸となって早急に解決すべきである。

DV被害は重要かつ緊急課題である。なかでもデートDV^{※8}の問題は深刻であり、教育委員会、三重短期大学を中心にデートDVについて研修を深め、生徒・学生等への働きかけが必要である。関係NPOと連携して進められたい。

男女共同参画室・人権課がビジョンを指し示しつつも、それぞれの事業の実施主体である本来の部局、担当課が「男女がともに生きる津市」をめざして主体的に取り組んでほしい。最後に婦人保護事業等の名称の変更も検討する時期に来ているのではないだろうか。

施策の体系：分野別施策 施策分類：障がい者の人権

評価ランクC（ある程度進んだ）

1 取組の評価

医療費助成、障がい者への理解促進、特別支援教育の研修などは着実に実施されていると評価できる。保育所での理解促進、福祉サービス・生活支援、雇用啓発、住宅改造補助、自立訓練補助、自動車改造補助、施設整備補助、障がい者スポーツ振興、並びに訪問指導などの事業はさらに充実・進展を願って若干厳しい評価とした。

障がい者の障がいの範囲は多岐で、その程度も幅が広い。よって、その支援や援助のあり方を一概に論じることが困難であるが、本人の「自分でできることは自分でやりたい」意欲を尊重し、醸成するような施策が「障がい者の人権」を尊重したものであると思われる。その意味で視覚障がい者の歩行訓練助成や障がい者の運転免許取得助成、在宅障がい者の交通費支援は社会参加の促進のため更に充実を願いたい。手話奉仕者の養成、職親^{※8}委託、知的障がい者との交流会、点字・声の広報発行等今後もしっかり継続してもらいたい。小規模作業所が新体系事業所へと移行されたが、障がい者の社会参加のためにも、より一層の支援の充実を望む。

2 今後の取組についての提言

各種各様の施策が行われているが、実際に障がい者の社会参加は少ないように思われ、日中街中で手話会話をしている人や、ホールで車いすの人々を見かけることは非常に少ない。パラリンピックの報道で障がい者のスポーツの激しさに驚いたが、それは裏がえしにすれば私達は障がい者を同情すべき人、見かけたら手伝うべき人と考え、私達と同じ権利を持つ人とみていないのではないか、そしてそれが障がい者の社会参加への遠慮につながっていないか反省する必要がある。

市内の古い公民館ではエレベータも身障トイレもないところがあり、今後も公共施設のバリアフリー化は必要であるが、もっと障がい者の社会進出への意識のバリアを無くする努力が必要である。障がい者に「大丈夫ですか？」と援護者的意識から声をかけるのではなく、「お元気ですね」という仲間意識で社会参加する障がい者を迎えたい。関係者の更なる検討を期待する。

施策の体系：分野別施策 施策分類：高齢者の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

高齢者向けの各種福祉サービス、予防接種の助成、諸施設の案内、相談窓口等多岐多様にわたる事業やその他の諸施策については、所管する部署において限られた人員配置、予算内において最大の努力をもって諸施策が実施されており、なかでも配食サービス事業、緊急通報装置事業、介護予防事業、健康相談事業については、高齢者にとって極めて有意義な施策であったことを評価したい。

また、高齢者が住み慣れた土地で社会の重要な一員として生き生きと暮らせる共生社会の実現をめざしているのに対し、行政側の事業や施策が計画され実行されていることについても評価したい。

2 今後の取組についての提言

介護予防事業の介護保険サービス基盤整備事業、介護保険事業、地域支援事業等については、高齢化が急速に進む中で速やかにこれに対応できる体制の強化、あるいは事業の見直しも含めた体制の強化を図る必要があるのではなかろうか。

さきに津市が発刊した「津市市民便利帳」は高齢者に限らず一般市民に対し、より利便性の高い情報源として活用できる小冊子として評価したい。情報弱者と言われる高齢者にとって記載内容も具体的で分かりやすく記述されており、例えば「高齢者向けサービス」欄には数多くのサービス事業が紹介されており多くの高齢者がこれを活用できるものと期待している。

高齢者に対する人権施策については、これからもこうした行政の暖かい血の通った施策こそ最大の人権尊重の基盤となるのではなかろうか。

施策の体系：分野別施策 施策分類：外国人の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

2011年「外国人の人権」に対する23施策の平均評価点は「3.0」であった。うち評価「4」、評価「2」がそれぞれ2施策であり、その他、ほとんどの施策は昨年と同様、継続的な行事を機械的に行っているように見受けられる。しかし、その中でも外国籍住民を理解し、また日本の文化を相互に理解しようとする「多文化共生推進事業」をより強力に行っている地域や、「言葉」による意志の未疎通を一刻も早く取り除こうと努力している地域もあり、今後ともその活動をより充実したものに進化させていってほしい。反面、日本文化の紹介等行事においては、外国人住民の参加のための工夫が行われておらず、ただ、開催しただけの行事が多々見受けられる。真の相互理解を望むのであれば相応の努力を惜しまず計画し実行すべきである。また、健診においても通知の不十分さや言語、対応の不備が目立つ。相手の立場に立ち、日本人と同様の良心的な対応の研修を行ってほしい。

津市においては2011年12月31日現在8,129人、(人口比率2.81%)の外国籍住民が生活している。地域において多寡はあるものの、同じ津市に住む住民である。住民数に多寡はあっても、意識の多寡があってはならない。現在行われている初期適応事業や、文化、スポーツを通じた活動も継続、進化させ、また他地域で実践されている事業において模範となるものは積極的に取り入れて、互いに協力しながら行っていくことが求められる。

2 今後の取組についての提言

日本に在住している外国人は、非常に複雑な法に則り生活している。直近でいえば、第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、2009年7月15日に公布された。これにより外国人登録制度は廃止され、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となり、2012年7月9日から新しい制度として施行されたが、簡単に言えば、特別永住者とそれ以外の外国籍住民とはっきりと区別される形となったのである。特別永住者には「住民票」が市町で発行されるが、その他の外国籍住民に関しては法務省入国管理局（以下入管）での管理となり、手続きは入管で行わなくてはならない。所持する外国人カードも特別永住者には市町で「特別永住者カード」を、その他の外国籍住民には入管で「在留カード」が交付されることになった。十分ご承知のこととは思いますが、行政としてもこのような法改正には敏感に対応しなければならない。今まで行われてきた施策に対する行政の努力には敬意を表するが、基本的な考えとして、地域に住んでいる外国籍住民の法的立場も把握する必要がある時期にきている。しかも、日本の法律によって多岐にわたってしまった立場を理解しなければならない。一つの家庭の中に特別永住者と永住者と在留者がいる場合もある。彼らは自分の意志でそのような立場になったわけではない。もしかしたら自分の置かれている法的な立場を理解していない人もいるかもしれない。このような基本的な問題も含めて、まずはその人の立場を理解し、そして、人格・文化を理解していかなくてはならない。相互理解とはその字の如く「互いに理解し合う」ということである。

海洋学者のレイチェル・L. カーソンは「センス・オブ・ワンダー」の中でこういっている。「知ることは、感じることの半分も重要でない」と。

施策の体系：分野別施策 施策分類：さまざまな人権課題・その他の人権
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

さまざまな人権課題について啓発活動のありかたを考えることは大切なことであり、事業の継続努力がなされていることは評価できる。しかし、外部から示唆されたり、依頼されたりする内容に依拠する場合も生じるのではないかという疑問が残る。また、事業の独自性や、これまでの人権に関する取り組み経過を踏まえた事業計画が見受けられなかったのは残念である。行政職員は、もっと人権に対する認識を深め、課題を直視した事業の企画、実施をしてもらいたい。

2 今後の取組についての提言

啓発といえば貼る・観るという固定概念が拭いきれないが、どのような場合でも人権に関する事業をすることは人権啓発のきっかけとなる。あらゆる機会や場所で啓発活動を粘り強く続け、人権課題の解決に繋げる工夫と努力をしてもらいたい。

生活保護については、生活格差は多面的に生じていることに視点をおいてもらいたい。この実態に対応し改善するには、一部局だけが「担当する」のではなく、各部局の連携が必要である。

生活保護や公害等の相談における個人のプライバシー保護には、その時々状況に応じた適切な配慮がなされるよう、規則だけではなく職員の個人情報保護の認識向上に努めてもらいたい。

未成年者の喫煙や飲酒、薬物乱用の防止に向けた取り組みに、自治会・PTAなどの集まりを利用することが必要ではないだろうか。また乱用生活から再起しようとしている団体との話し合いも意義があると思う。ただし、いずれにしても青少年を取り巻く大人たちの危機感に訴えて協力を得ることが望ましい。

用語解説

※1 バリアフリー

障壁がないこと。とくに高齢者や障がい者が日常生活を送る上で、存在するさまざまな障壁をなくしていくことをいう。一般的に都市施設における段差などの「物理的な障壁」の排除をさすことが多いが、それ以外に資格取得や就学、就職などにおける「制度的な障壁」、コミュニケーションなどでの「文化・情報面での障壁」、住民の無理解による「意識上の障壁」などをなくしていくこと。

※2 ユニバーサルデザイン（略称 UD）

文化・言語の違い、老若男女、障がいの有無、能力などを問わずに、全ての人にとって利用しやすいようにあらかじめ考慮された施設・製品・情報等のデザインのこと。

※3 スマイルハートサポーター

児童生徒の不登校や問題行動の予防・早期発見・早期解決のための相談業務を行う津市の特別職非常勤嘱託員のこと。

※4 セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動をし、それに対する対応によって、相手に不利益を与えたり、生活環境を害したりすることをいう。平成11（1999）年に施行された「改正男女雇用機会均等法」において、雇用管理上の配慮が義務付けられている。

※5 ドメスティック・バイオレンス（略称 DV）

配偶者や親密な関係にある（または親密な関係にあった）者に対して、殴る、蹴るといった身体的暴力又は、無視する、怒鳴る、脅すなどの精神的暴力を与えること。

※6 ネグレクト

幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

※7 ピクトグラム

何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号のこと。
（例）非常口



※8 コーディネーターリーダー

津市の子育て広場において、ふれあい遊び等を担当する運営支援者のこと。

※9 デートDV

恋人同士の体・言葉・態度による暴力行為のこと。

※10 職親

知的障がい者を預かり、社会参加に必要な生活指導訓練等を行う事業主のこと。

津市人権施策審議会委員名簿

平成24年4月1日現在

氏名	所属団体・職名
あさお ゆきこ 浅生 幸子（副会長）	公募委員
うえむら ちえこ 植村 知恵子	三重県国際交流財団国際教育課長
うの やすし 宇野 泰司	連合三重津地域協議会事務局長
おおたに とおる 大谷 徹	反差別・人権研究所みえ事務局長
おかもと ゆうじ 岡本 祐次（会長）	元津市立三重短期大学長
かわい まさみ 川井 正美	津市老人クラブ連合会副会長
かわぐち せつこ 川口 節子	フレンテみえ企画・運営サポーター
さいとう みえこ 齋藤 美恵子	津市身障者福祉連合会会長
さかの まさる 阪野 優	公募委員
しのはら としひこ 篠原 敏彦	津地方法務局人権擁護課長
すがの てるよ 菅野 照代	公募委員
たかつる かほる 高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
たなべ まきこ 田部 眞樹子	津子どもNPOセンター理事長
なかつ たきお 中津 多喜郎	公募委員
ながとも まさてる 長友 薫輝	三重短期大学生生活科学科准教授
にしかわ みほ 西川 美穂	三重県隣保館連絡協議会事務局員
はん ぐう 韓 久	在日本大韓国民団三重県地方本部事務局長
ほりかわ きよし 堀川 清	前三重県児童養護施設協会会長
やまこし ゆきこ 山腰 由紀子	津人権擁護委員協議会津地区委員会会長
わか なみ まもる 若浪 常	津市民生委員児童委員連合会監事

(50音順)